

研究倫理ガイドライン

(2014年10月29日制定)
最近改正2021年8月4日

1. 目的

このガイドラインは、「公正な研究活動の推進に関する規程」（以下「公正規程」という。）第3条及び「研究倫理規程」（以下「規程」という。）第17条に基づき、大谷大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正を防ぐため、規程を補足し、研究倫理の具体的なあり方を示すことを目的とする。

2. 定義

- (1) このガイドラインにおける用語の定義は、特に定めのない限り、公正規程に定める用語の定義に従う。
- (2) このガイドラインでは、国内の諸研究機関の研究倫理規程等において幅広く使用されている用語については、末尾に解説を付した上で使用することとする。

3. 研究者の姿勢 [規程第3条関係]

研究者は、人間の尊厳と基本的人権を尊重し、自己の専門的知識を過信することなく、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を謙虚に自覚し、常に自らの行動や発言を律するように努める。また、他の研究者を相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重する。

4. 研究計画

- (1) 研究を計画する際には、規程を遵守する。
- (2) 研究を計画する際には、過去の研究業績を十分に確認した上で、自らの研究の独創性や新規性を認識する。また、研究計画は、可能な限り分かりやすく明確に説明できるように努める。
- (3) 研究を計画する際には、研究対象者及び研究に協力する者への心理的、社会的及び身体的な負担や害が及ばないよう十分に配慮する。また、学生等が研究活動に参加する場合は、学生等に不利益がないよう十分に注意する。
- (4) 研究者は、学内外の機関から研究計画の倫理審査を求められた場合には、本学の研究倫理教育・審査委員会に審査を求めることができる。

5. データ等の収集 [規程第4条及び第5条関係]

- (1) 研究に必要な資料、情報並びにデータ（以下「データ等」という。）の収集は、一般的に妥当と考えられる極力安全な方法で行う。
- (2) データ等を収集するための調査用紙等の質問表現は、研究対象者に精神的負担をかけないように十分に配慮する。やむを得ず精神的負担が危惧される表現を使用するときは、研究対象者にその理由を十分に説明する。
- (3) データ等の収集において、研究対象者に対し、何らかの身体的・精神的負担又は苦痛を伴うことが予見される場合は、研究対象者にその予見される状況をできるだけ分かりやすく説明する。
- (4) 収集するデータ等が映像や音声の記録の場合は、プライバシーの侵害がないよう特に注意する。また、その公開にあたっては関係者の承諾を得る。

6. インフォームド・コンセント（※1） [規程第5条関係]

- (1) 研究者は、研究対象者からデータ等を収集する場合には、研究対象者に対し原則として事前の説明を書面又は口頭にて行い、十分に理解を求めた上で同意を得る。
- (2) 研究対象者のインフォームド・コンセントを得るためには、次の①から⑦について分かり易く説明を行うことが望ましい。研究分野や所属学会にインフォームド・コンセントについての基準がある場合には、それらの基準に準ずる。
 - ① 研究・調査の目的
 - ② 研究・調査の方法
 - ③ 研究・調査の責任者・責任団体及び実施者
 - ④ データ等の利用方法
 - ⑤ 研究成果の公表方法
 - ⑥ データ等の管理・破棄の方法
 - ⑦ 同意について
 - ・ 同意は自由意思であること。
 - ・ 同意はいつでも不利益を被ることなく撤回できること。
 - ・ 同意することにより不利益がある場合はその不利益に関すること。
 - ・ 同意しない場合でも不利益を受けないこと。
- (3) 研究対象者が、障がい者、疾病人、外国人、未成年者、社会的弱者等の理由により本人から明確な同意を確認することが困難な場合は、保護者、代理人等から適切な同意を得るなど、インフォームド・コンセントに十分な注意を払う。
- (4) 授業、その他の教育実施の過程において、研究のために学生等から個人のデータ等の提供を求めるときは、あらかじめ学生等からの同意を得る。また、同意の有無により成績評価等に関しての不利益を与えてはならない。
- (5) データ等の収集、研究の実行及び研究成果の公表について、研究倫理上、深刻な問題がないと予想される場合であっても、インフォームド・コンセントには十分な注意を払う。
- (6) 研究対象者に対して不利益が全く考えられない研究であって、通常の授業の教育実践、自然の状況下で対象をありのままに観察する方法、文献リサーチ及び研究分野や所属学会の基準によって許可されている研究では、インフォームド・コンセントが免除される場合もある。その場合においても、研究対象者に対し研究倫理上の危険性を十分に排除し、倫理的配慮を優先するよう心がける。

7. データ等の保存・取扱い [規程第6条及び第12条関係]

- (1) 研究成果の第三者による検証可能性の確保のため、データ等は未加工データ等の各種資料を含め、研究成果の公表後少なくとも10年間保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。万が一、研究者が研究不正の疑いがかけられた場合に、これらにより証拠を示すことができないときは、不正行為とみなされる可能性がある。また、故意によるデータ等の破棄や不適切な管理によるデータ等の紛失はしてはならない。
- (2) 調査で得られたデータ等（研究対象者のリストを含む。）を保存する場合は、調査開始時から研究成果の公表後も、データ等が他者に漏れることがないように十分に注意する。
- (3) 個人情報に関わるデータ等
 - ① 個人情報に関わるデータ等が調査用紙等の紙媒体の場合は、施錠された個人研究室内や保存場所で管理をする。
 - ② 個人情報に関わるデータ等がデジタルデータの場合は、データ等を取り扱うパ

ソコン及び保存媒体のセキュリティに充分注意する。個人情報に関わるデータ等は、原則として他のパソコンやネットワークとつながっていないパスワード管理されたパソコンで取り扱うことが望ましい。

- ③ 個人情報に関わるデータ等を取り扱うパソコン及び保存媒体には、ファイル共有ソフトをインストールしない。
- ④ 個人情報に関わるデータ等をUSBメモリ等の記録媒体を使って移動させる場合は、記録メディア全体又は関係ファイルにパスワードを付与するなど十分に注意する。
- ⑤ 研究対象者から当該個人のデータ等の開示を求められた場合は、これに応じる。
- ⑥ 研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人のデータ等を廃棄する。廃棄には、研究対象者へのデータ等の返却も含む。
- ⑦ 個人情報に関わるデータ等は、保存の必要がなくなった時、速やかに適切な方法で廃棄する。適切な廃棄とは、紙媒体の場合にはシュレッダーによる裁断、焼却及び溶解すること、デジタルデータの場合にはバックアップ等を含め、確実に消去することをいう。データ等によっては保存媒体を物理的に破壊することも考えられる。

8. 研究費等 【規程第15条関係】

- (1) 研究費等の使用方法は、公正で社会に説明できるものでなければならない。
- (2) 研究費等は、関係法令及び当該研究費等の使用ルール（例えば、科学研究費の場合は科学研究費の使用ルール、本学研究資料費の場合は本学研究資料費のルール）に基づき適正に使用し、教育及び研究に必要な経費以外には使用しないこと。また、研究計画や申請に基づき適正に使用し、目的外の利用や不正使用は行わない。
- (3) 次の不正使用をしてはならない。
 - ① 架空の取引により本学等に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること（いわゆる「プール金」）。
 - ② 実態を伴わない出張の旅費を本学等に支払わせること（いわゆる「カラ出張」）。
 - ③ 実態を伴わない作業の謝金を本学等に支払わせること（いわゆる「カラ謝金」）。
 - ④ 関係法令及び当該研究費等の使用ルールに反し研究費等を使用すること。
- (4) 外部資金による研究の場合は、研究成果の公表の際に研究資金源を明記する。
- (5) 研究対象者に対し謝礼として金品を提供する場合は、社会通念上、妥当な金額とする。

9. 利益相反（※2） 【規程第9条関係】

- (1) 研究者は、外部機関等との研究活動を行ううえで、本学における教育・研究上の責任と外部機関等の利益や研究者の個人的利益が相反する場合には、社会の不信を招く行動を取らないよう十分に注意する。
- (2) 外部機関等からの個人的な利益の供与や個人的な見返りのために、次のことをしてはならない。
 - ① 本学が研究者として求めている活動に支障をきたす行為
 - ② 本学の利益や品位を損なう行為
 - ③ 社会の公序良俗に反する行為
- (3) 個人的な利益や見返りには、研究者と生計を共にする配偶者又は親族の利益や見返りも含む。また、利益には金銭だけではなく、人員、設備、物品等の提供を受けることも含まれる。
- (4) 利益相反に関して未然にトラブルを防ぐため、次のことについて十分に注意する。

- ① 外部機関との研究活動を行うことにより、本学における研究、授業及び学生等の指導に支障をきたさないか。
- ② 外部機関との研究活動に学生等を参加させる場合には、教育や研究の観点から十分な検討を行っているか。
- ③ 外部機関と研究活動を行う上で、取決め等もなく不用意なデータ等の授受をしていないか。また、授受されたデータ等の管理体制は充分か。
- ④ 外部機関と研究活動を行うことにより、不適切な金銭の授受その他便宜供与を受けていないか。
- ⑤ 研究活動を行う外部機関と研究活動以外に特別な利害関係がある場合は、社会の不信を招かないよう互いの関係に透明性を保っているか。

10. 捏造・改ざん・盗用の禁止（※3） 【規程第14条関係】

研究活動において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の行為をしてはならない。

- ① 捏造
- ② 改ざん
- ③ 盗用

11. 研究成果の公表 【規程第3条、第6条及び第11条関係】

- (1) 研究者は、研究成果の公表にあたっては、表現に配慮し、差別や偏見等がなく公正であることに注意を払い、研究協力者の人権、個人情報の保護、プライバシーの尊重及び守秘義務に十分な配慮を行う。
- (2) 研究成果の公表によって研究対象者を含む第三者が、多大かつ回復不可能な損害を被ることがないように十分に注意する。

12. オーサーシップ（※4）の尊重 【規程第13条関係】

- (1) 共同研究における研究成果の公表にあたっては、それぞれの研究者の実質的な貢献度を適切に反映させる。
- (2) 実質的に寄与していない研究者を論文著者に名を連ねるなど、不適切なオーサーシップは認められない。

13. 引用 【規程第11条及び第14条関係】

- (1) 研究者は、研究成果の公表にあたって、データ等や論拠の信頼性の確保に充分留意し、常に公正かつ適切な引用を行う。
- (2) 他者の著作からの引用にあたっては、次のことに注意する。
 - ① 引用が必要不可欠であること。
 - ② 必要最小限の引用であること。
 - ③ 引用文は本文と明確に区別できること。
 - ④ 原則として原文どおりに引用すること。
 - ⑤ 出典を明示すること。
 - ⑥ 引用は、公表された著作物からであること。研究会のレジュメ、指針等、公開されていないものからの引用は、著作者等からの承諾を得ること。
 - ⑦ オリジナリティの高い図表や写真、絵画、歌詞等の使用は、引用には当てはまらない場合がある。その際は使用にあたって著作者等からの承諾を得ること。
- (3) 不適切な引用、不正確な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解を招く表現等は、不正行為とみなされる恐れがあることを十分に認識する。

(4) インターネット上の情報を引用するにあたっては、作成者、文書・資料名、URL 及び閲覧年月日を明記する。

14. 二重投稿（※5）・多重投稿の禁止 [規程第11条関係]

同一又はほぼ同一内容の論文を、同時に二つ以上の研究誌に投稿しない。

15. 学会等の研究倫理規程等の準用

このガイドラインに定めのない事項については、研究者の所属する学会等の研究倫理規程及びガイドライン等を準用する。

16. 所管

このガイドラインに関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

17. 改廃

このガイドラインの改廃は、公正な研究活動推進委員会の議を経て、学長が決定する。

付 則

このガイドラインは、2014年10月29日から施行する。

付 則

このガイドラインは、2017年2月20日に一部改正し、2017年4月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、2019年7月24日に一部改正し、2019年4月1日に遡及して施行する。

付 則

このガイドラインは、2021年1月28日に一部改正し、2021年4月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、2021年8月4日に一部改正し、文部科学大臣の認可の日（2021年8月27日）から施行する。

用語解説

※1 インフォームド・コンセント

正しい情報を得ること（与えること）による合意。特に研究倫理では、研究対象となることを求められた者が、研究者等から事前に当該研究に関する十分な説明を受け、研究の意義、目的、方法等を理解したうえでの、研究対象者となること及び資料・情報・データ等の取扱いについての自由意思による同意を指す。

※2 利益相反

教職員等が企業や団体等と行う産学官連携活動等において、教職員等が所属する大学における責任と、企業や団体等で有する利益とが衝突する状況。「大学における責任が果たされていない」という事実を指すのではなく、大学の責任と企業等の利益が相反する状況、さらには、社会から「大学における責任が果たされていないのではないか」という疑念を抱かれる状況も指す。研究倫理では、**Conflict of Interest**の頭文字を取り「COI」と略して使用することがある。

※3 捏造・改ざん・盗用

研究倫理では、代表的な研究不正行為である、捏造（**Fabrication**）、改ざん（**Falsification**）及び盗用（**Plagiarism**）の頭文字をとり、「FFP」という。

なお、「盗用」の代わりに、「剽窃ひょうせつ」という用語を使用している研究機関もある。意味は若干異なるが、研究倫理ではほぼ同じ意味で使われていることが多い。また「改ざん」を漢字で「改竄かいざん」と表記している研究機関もある。このガイドラインでは、文部科学省の表記に合わせた。

※4 オーサーシップ

論文著者の定義。オーサーシップに関係する不正行為としては、論文の成立に直接貢献していない者が、あたかも論文の共同執筆者であるかのように名を連ねるといった行為がある。

※5 二重投稿

原著性が要求されている発表媒体に、既発表又は他媒体に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為のこと。